第十五条第一項の改正規定	第十一号から第十五号まで	第十一号から第十六号まで
第十七条第二項の改正規定	第十五条第一項第十二号及び第十三号」を「第十五条第一項第十一号及び第十二号」に、「同項第十四号」を「同条第一項第十三号	第十五条第一項第十三号及び第十四号」を「第十五条第一項第十二号及び第十三号」に、「同条第一項第十四号」を「同条第一項第十三号
第十八条第一項第一号の改正規定	、同項第十一号」を「及び同項第十号	、同項第十一号及び第十二号」を「、同項第十号及び第十一号
第十八条第二項の改正規定	同項第十四号」を「同項第十三号	同項第十五号」を「同項第十四号
第十八条第一項第三号の改正規定	第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十三号	第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十四号
第十八条第一項第四号の改正規定	第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十一号	第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十二号
	同項第十四号」を「同項第十三号	同項第十五号」を「同項第十四号
第十八条第一項第五号の改正規定	第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十二号	第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十三号
	同項第十四号」を「同項第十三号	同項第十五号」を「同項第十四号
第二十二条第一項の改正規定	第十三号」を「並びに第十五条第一項第八号、第十号及び第十二号	第十四号」を「並びに第十五条第一項第八号、第十号及び第十三号
附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項の改正規定	同項第十一号」を「同項第十号	第十二号」を「第十一号
附則第十四条の表第二十二条第一項の項の改正規定	第十三号」を「第十二号	第十四号」を「第十三号

財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博
内閣総理大臣　麻生　太郎

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十一年七月十五日

内閣総理大臣　麻生　太郎

法律第八十一号

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法

目次
前文
第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　救済措置の方針等（第五条・第六条）
第三章　水俣病問題の解決に向けた取組（第七条）
第四章　公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直し（第八条―第十六条）
第五章　指定支給法人（第十七条―第二十九条）
第六章　雑則（第三十条―第三十七条）
第七章　罰則（第三十八条―第四十二条）
附則

水俣湾及び水俣川並びに阿賀野川に排出されたメチル水銀により発生した水俣病は、八代海の沿岸地域及び阿賀野川の下流地域において、甚大な健康被害と環境汚染をもたらすとともに、長年にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼし続けた。水俣病が、今日においても未曾有の公害とされ、我が国における公害問題の原点とされるゆえんである。

水俣病の被害に関しては、公害健康被害の補償等に関する法律の認定を受けた方々に対し補償が行われてきたが、水俣病の被害者が多大な苦痛を強いられるとともに、水俣病の被害についての無理解が生まれ、平穏な地域社会に不幸な亀裂がもたらされた。

平成十六年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決において、国及び熊本県が長期間にわたって適切な対応をなすことができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて責任を認められたところであり、政府としてその責任を認め、おわびをしなければならない。

これまで水俣病問題については、平成七年の政治解決等により紛争の解決が図られてきたところであるが、平成十六年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決を機に、新たに水俣病問題をめぐって多くの方々が救済を求めており、その解決には、長期間を要することが見込まれている。

こうした事態をこのまま看過することはできず、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることとする。これにより、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現すべく、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「関係事業者」とは、水俣病が生ずる原因となったメチル水銀を排出した事業者をいう。

2　この法律において「関係県」とは、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号。以下「補償法」という。）第二条第二項の規定により定められた第二種地域のうち水俣病に係る地域（当該地域に係る第二種地域の指定が解除された場合を含む。以下「指定地域」という。）の属する県をいう。

3　この法律において「継続補償受給者」とは、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和四十四年法律第九十号）第三条第一項の認定を受けた者、補償法第四条第二項の認定を受けた者その他の関係事業者が排出したメチル水銀により健康被害を生じていると認められた者であって関係事業者との間で当該健康被害に係る継続的な補償のための給付（以下「補償給付」という。）を受けることをその内容に含む協定その他の契約を締結しているものをいう。

4　この法律において「個別補償協定」とは、関係事業者が継続補償受給者との間で締結している協定その他の契約（当該継続補償受給者及びその親族に対する補償給付に関する条項に限る。）をいう。

5　この法律において「公的支援」とは、関係事業者に対し、水俣病に係る健康被害を受けた者に対する補償金及び公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）に基づく負担金の原資等として、地方公共団体又は環境省令で定める団体が行う融資をいう。